

## 【重要】IP規約改定のご案内

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より弊社水素製品をご愛用いただき誠にありがとうございます。

2022年6月1日施行の特定商取引法の改正に伴いまして、概要書面(発行日:2022.1.1)、契約書面(発行日:2022.1.1)に記載している、IP規約第19条クーリング・オフについて、以下の通り改定いたします。

お気付き・ご不明な点等がございましたら、弊社カスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。これからも、末永く弊社製品をご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 第9章 クーリング・オフ、解約、返品、返金

#### 第19条 クーリング・オフ

(1)契約書面受領日、または初回製品を受領した日より起算していずれか遅い日から数えて20日間は、書面または電磁的記録(電子メール等)によって通知することにより契約を解除できます。これをクーリング・オフ規定といいます。

(2)クーリング・オフを行った場合

①次の記入例に従って、書面(「書面記入例」参照)に必要な事項を全て記載し、書留郵便等にて郵送または電磁的記録(電子メール等)にて通知してください。IPの発信日よりクーリング・オフの効力が生じます。

※ビジネスユニット単体でのクーリング・オフはできません。

②クーリング・オフを行った場合、製品の返品にかかる費用は弊社が負担します。また、IPはクーリング・オフにより損害賠償、違約金等を請求されることはありません。

③すでに製品代金が支払われている場合は、返品された製品が弊社に到着後及び、クーリング・オフの書面または電磁的記録(電子メール等)による通知を弊社が受領した後に、速やかに全額返金するものとします。

④クーリング・オフをすると、IPとしての一切の権利を失います。

⑤クーリング・オフの行使を妨げる目的で紹介者等が不実のことを告げたことによりIPが誤った認識を持った場合、または威迫による困惑のためにクーリング・オフができなかった場合は、弊社からクーリング・オフできる旨の書面、及び口頭で説明を受けた日から起算して20日間はクーリング・オフができます。

⑥クーリング・オフした月より、6か月経過しなければ再登録できません。

〈書面記入例〉	〒105-0001	クーリング・オフ希望
	株式会社アッチェ 行	氏名
	東京都港区虎ノ門1-16-16	住所
	虎ノ門1丁目MGビル10F	電話番号
		クーリング・オフ申請日
		製品名
		製品受領日

※ 法人登録のクーリング・オフは認められません。

改定日:2022年6月1日

## 株式会社アッチェ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-16 虎ノ門1丁目MGビル10F  
 カスタマーサービス TEL 03-3539-3099 月~金10:00~18:00(祝日・年末年始を除く)

※当面の間、受付時間11:00~17:00までとなります。

FAX 03-3539-3131 URL <https://acche.co.jp/>